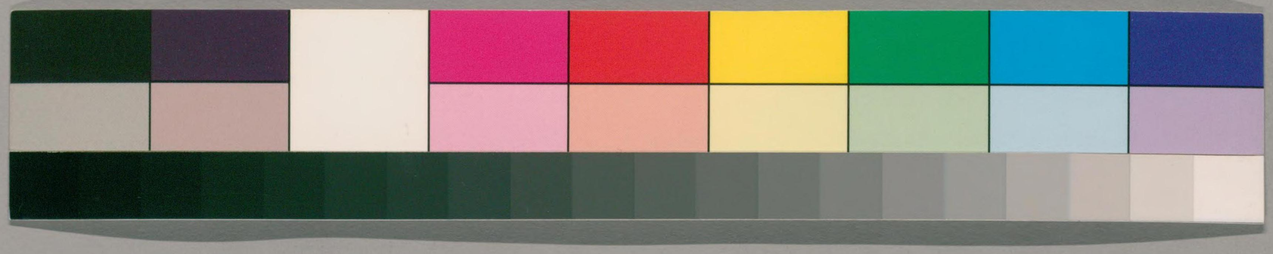

武器考證

伊勢貞丈

卷十一

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

武器考證

十一

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

武器考證 巻十一

書目
延喜式
布衣記
年中行事歌合
公事根元抄
職人尽歌合
弓法集
小笠原大雙紙
宗五記

今井俊太郎氏寄贈本
龍門文庫
寄贈 昭和十四 四

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

延喜式抜書

毛韉	皺文韉
御横刀	御弓
御拵	御太刀

齊宮寮式 命婦鞍一具 已上毛韉 女孺鞍四具 皺文韉

祝詞寮 神宝者御鏡御横刀御弓御拵

御馬。又御太刀

御弓事申

中宮職式 凡正月七日節會兵部省進弓矢舍人叩門其詞曰御弓事申給 年上 内舍人姓名門ニ候ル申

太刀料

内匠寮式 御太刀一口堅鐵十斤五両裝料銀大五両鮫皮一條 長六寸廣三寸五分 推二枚 長二尺五寸廣三寸厚二寸 鹿皮一條 長三尺七寸廣七寸 膠小二両漆二合 絞漆帛二尺綿六両調布三尺長切四十三人 鉄工十八人銀九人革二人漆六人夫八人 中功五十人小半 工四十一人夫九人 小半短切五十七人半 工四十七人夫十人半

的畫	執旗	柳篦

内藏寮式 凡木工寮造大射賭弓騎射葦的皆差向畫師使塗画

式部省式 凡大射者預點名使四人擬執旗

民部省式 凡兵庫寮造矢柳篦四百廿隼人司油絹料二百隻並仰大和國每年交易令送 箭篦此時採乾筒取强好 價并運賃並用正税其熬笥灑篭等料竹令山城河内摂津等國送

甲冑料 主税寮式 造草短甲冑一具料鐵大二斤牛革三張 並牛若大二張 馬革鹿革各一枚 並大 頸牒料帛一條 長一尺五寸 廣一尺三寸 調布一條 長三尺五寸 廣一尺五寸 綿一斤縫頸牒料糸一分苧二両懸緒料鹿革五張漆四升紋綿二両商布一尺

造太刀料 上同 造太刀一口 長二尺四寸 料鐵十斤五両鞘料鐵一斤馬革一條 長二尺五寸 廣五寸 絲一両膠一両漆一合紋綿一両諸料鹿洗革一條 長三尺 廣六寸

造弓料 造弓一張漆二勺弦枲一両二分 再絲二銖 弭(ユツカ)鹿革一條 四寸

造征箭鏃料 上同 造征箭五十隻鏃料鐵五斤七両金漆五撮漆三勺絲二分

造胡籙料 上同 造胡籙一口料黒葛一斤漆三勺絲一分緒料鹿革一條 長四尺 廣五寸 ○負丈案以ヤナクヒハツヾラヲ以テ但タルモノト見タリヤナキヱヒラノタクヒナルヘシ

正月献弓矢 兵部省式 七日平旦丞録率史生省堂立武官叙位標支後献御弓卿以下率兵庫寮候違春門外 若御内裏承明門 候内舎人奏畢省寮舁弓矢案入立庭中輔已上一人留奏進其詞云兵部省奏久兵庫寮乃任奉礼留正月七日乃御弓又種々矢献 良年登 奏給久也奏無勅答即退出又率叙人参入式部叙後省亦叙之訖共退出 支見儀式

大射 上同 十七日大射前月二十日有點親王以下五位以上三十人前二日簡定能射者二十人 若不定者通六位以下 於省南門射場令調習其諸衛射手者本府各簡定造薄移省 其數見御府式 当日丑刻掃部察設省掌已上座於便所輔已下行點撿事訖聞喚鼓声ヲ引刀称参入就座如常次射平参入即令親三已下射之卿輔丞執礼奏射者官姓名 卿唱親王大輔唱参議上少輔唱五位以上丞唱六位以上 其給禄法者見大蔵式射畢後日勘録人數并中不給録等色目申送弁官事見儀式

的皮 上同 凡大射五位已上箭激觸的皮者猶為中例

賭射 上同 凡十八日賭弓録一人率史生省堂等ヲ候之毎有中的省掌申之

騎射 上同 五月五日騎射箭用左右近衛左右兵衛等府各試練応射人造薄移省 其數見御府式 射畢即禄中的人數申官毎中一的給布一端

走馬 毛色簿 上同 同節五位已上進支馬親王一品八疋二品六疋三品四品四疋太政大臣八疋左右大臣六疋大納言四疋中納言三疋三位四位参議二疋一位二位三疋三位二疋四位五位一疋前十日走馬結番文従太政官賜省其馬毛色各令諸家申訖造奏文 我五位以上諸香并走馬毛色 前一日卿賣奏文付内侍令進若卿不在者輔得之更写毛色簿

一通進二太政官一又造奏札三枚　一枚者五位已上馬目録卿奏一枚　親王已下
位已下五位已上姓名并馬毛少輔奏名　參議已上姓名并馬毛色大輔奏一枚五位已下四
納雑油飴等事見儀式

走馬埒　上同　允同月節五位已上走馬者検非違使等就二埒北頭一典
省整二列次一令レ馳

漆弓　上同　允武官人等皆用二漆弓一其三月十七日大射節　文官人亦同
射田　上同　允隼人司権史生一人兵庫寮権史生二人省択補預二近辺丹波
備前二箇國射田〇又曰上同　允太宰府管内諸國射田安郡置二町其
一町賜二安射之上手一町賜二騎射之起勝自餘有二兵士一國毎郡置二町一其
曰地子交易軽貨國司簡試上番兵士不限二騎歩一人別令レ射二十箭一毎旨収
試勿遇二于二十人一斟量能不随状給之其能射人及収二俗物数一附二朝集使一送者有
烽火　上同　允太宰所部國放烽者明知使船不尚客主挙二烽一炬若知
賊者放西矩二百艘已上放二三炬一

諸國馬牛牧　上同　駿河國　岡野馬牧　阿奈馬牧　薭田馬牧　相摸國　高野馬牧　武藏國　榛沼馬牧　神崎牛牧　安房國　白濱馬牧　鉗師馬牧　上総國　大野馬牧　夏野牛牧　下総國　高津馬牧　長洲馬牧　大結馬牧　本島馬牧　浮島牛牧　常陸國　信太馬牧　下野國　朱門馬牧　伯耆國　古布馬牧　備前國　邑久牛牧　周防國　宮合馬牧　垣島牛牧　長門國　宇養馬牧　角島牛牧　伊豫國　怠那島馬牧　土佐國　沿山村馬牧　筑前國　能古島馬牧　肥前國　鏡島馬牧　能古島牛牧　肥後國　二重馬牧　渡良馬牧　日向國　野波野島牧　野牛牧野波野牛牧長野牛牧三百野中牧　右諸牧馬五六歳牛四五歳毎年進二尤右馬寮一各備
梳刷一其西海道諸國者送二太宰府一但帳進省

兵馬　**駅傳馬**　上同　允牧北馬牛二十歳已上者不レ在二貢課之例一〇允肥
後國二重牧馬若有レ超レ群者進上餘充二太宰兵馬及當國他國駅傳馬

器伏　上同　諸國器伏　伊賀國　横刀二口弓十張　征矢六十隻　胡籙六十具　志摩國　横刀二口弓十張　征矢六十隻　胡籙六十具　遠江國　甲一領横刀二口弓十張　征箭四十隻　胡籙四十具　參河國　甲三領横刀七口弓四十張　征箭四十隻　胡籙四十具　駿河國　甲三領横刀七口弓四十張　征箭四十隻　胡籙四十具　甲斐國　甲一領横刀七口弓四十張　征矢四十隻　胡籙四十具　武藏國　甲六領横刀四口弓二十張　征矢六十隻　胡籙四十具　上総國　甲四領横刀二口弓四十張　征矢六十隻　胡籙四十具　常陸國　甲六領横刀三口弓六十張　征矢六十隻　胡籙六十具　美濃國　甲六領横刀三口弓六十張　征矢六十隻　胡籙六十具　信濃國　甲六領横刀三口弓六十張　征矢六十隻　胡籙六十具　上野國　甲六領横刀三口弓六十張　征矢六十隻　胡籙六十具　下野國　甲六領横刀三口弓六十張　征矢六十隻　胡籙六十具　陸奥國　甲六

領横刀二十口弓六十張征矢六十具胡籙六十具　若狹國　甲四領横刀十口弓六十張征矢六十具胡籙六十具

領横刀十口弓二十具胡籙四十具張征矢三十具　銘登國　甲三領横刀十口弓二十張征矢三十具胡籙四十具

領横刀四口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　越後國　甲三領横刀六口弓三十具　越中國　甲一領横刀四口征矢十具胡籙十具　丹波國　甲一領横刀四口征矢十具胡籙十具　丹後國　甲三領横刀八口弓二十張征矢三十具胡籙二十具

甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　但馬國　甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　因幡國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　伯耆國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　出雲國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　石見國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　隱岐國

甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　作國　甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　播摩國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　美作國

甲四領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　備中國　甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　備前國　甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　備後國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　安藝國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　周防國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　長門國

甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　紀伊國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　淡路國　甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　阿波國

甲二領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　伊豫國　甲一領横刀六口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　土佐國　甲一領横刀六口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　筑前國

甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　筑後國　甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　肥前國　甲三領横刀十口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　肥後國　甲四領横刀十口弓二十張征矢四十具胡籙四十具　豊前國　甲三領横刀十口弓二十張征矢四十具胡籙二十具　豊後國　甲二領横刀十口弓二十張征矢三十具胡籙二十具　日向國

甲二領横刀十口弓二十張征矢三十具胡籙二十具　大隅國　甲一領横刀六口弓二十張征矢二十具胡籙二十具　薩摩國

駒射的　步射的

（李式騎射的條）

騎射的　土堤　高一尺五寸　長一丈　堤上同　步射的　土堤　高一尺五寸　長二丈　中功二十五枚　准之

埒析　山形

埒析　土堤　高七尺　廣六尺　山形　土堤　高五尺　廣四尺　方二丈　以簀子為之　各中功二人

鉦　鼓　的

鉦　土堤　高五尺五寸　鉦簴　長六尺　廣六尺　鼓　土堤　高七尺五寸　鼓簴　長六尺　廣六尺　功同鉦　的　土堤　高三尺　的十枚二尺五寸的百七十枚　右二月十七日大射節料内匠寮預前未畫寮官率長上工部等供之

的一尺五寸的三百二十四枚右五月五日四衛府騎射料内匠寮預前未畫　即付諸府

大射

（掃部寮式）十七日觀射豐樂殿坤角幄下東面北上設兵部兵庫

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　　ガラス使用

省寮官人以下、坐阿礼幅北、无唱射者名座西侯、射庭東南各七許
太立賞物床前鋪篳蓆、其西南大藏省官人已下坐西侯之後奉的
并擊鉦數者、坐自餘、與七日同

賭射　上同十八日賭射校書殿東廂北第一間供御坐、紫宸殿西北廊設
參議已上坐、南面西上神仙内設侍臣坐、御前屏幔下西面北上、出居中少將
坐射場東砌西南北上、録的者坐、差南退屏幔内西南北上、四衛府判
官坐屏幔東設、四衛府官人已下射手坐

畫餝太刀　陣正儀式　允畫筋太刀五位以上聽之
刻鏤太刀　上日允刻鏤太刀非新作聽立位已上著用
刀子　上日允刀子、刀長五寸已上不得靸帶、但衛府者聽之
鞨褌　上日允以獨窠錦為鞨褌者禁之

連著韈　襴紲歡　紫鞨褌　紫籠頸　韈帕　緋韈　纏韈　上日允六位
已下鞨韈從不得連著、但聽著鞨欄及後朱紫鞨褌紫籠頭鞨帕
緋韈等皆禁斷之、纏韈者不在制限

緋韈　上同允參議已上検非違使別当已下府生已上聽着緋韈
障泥　上同允態皮障泥聽五位已上著之

甲冑儀　上日允五月五日供節諸衛府官人以下陳甲冑儀之外不聽用金
銀縦有違犯、只漳禁色不得描画　五位以上走馬裝束　禁色赤准之

射礼未額　胫巾　春宮坊式　允正月十七日射礼節東官參豐樂院歩射、々
手帯刀十人著未額柾巾、坊進一人執帯刀歷名礼畢就左近陣西南頭
西向立奉　衰儀不幸　属目之　其詞曰、御子乃宮乃司爾坡岐舎人姓名事畢還宮如
常　○未額又抹額上之書ク、ナマキ之　胫巾ハキヤフシナリ

大射　左近衛式右近衛府准此　允大射人預前於本府射
定其歷名預後兵部省官人二人著皂絁胫巾麻鞋近衛二十人　府生若預射手在此
數外下赤有此　白絁末額、緑、襖白布帯横
刀乃箭曰布胫巾麻鞋、其參官人二人近衛二十人

賭射　上日允十人賭射射手、官人近衛捴十人　必備將曲　当日録二交名
奏聞

取箭　上日允賭射取箭近衛八人分為二番、別四人不帯弓箭
騎射　上日允騎射人於本府馬場教習其歷名移兵部前前一日同

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

授馬寮。又前節七日車駕幸射殿試閱御馬訖將監已下捴二十人便供騎射（官人緑布衫近衛青摺衫兵衛位此）當衛判官一人立殿庭奏射手姓名訖進馬場官人二人著皂絳飛布十日質明各就馬寮騎馬陣列共進彩金薄緒甲形金畫布曹形白布帶横刀弓箭行騰麻鞋近衛卑人皂絳飛大纈布衫前後各一大纈細布甲形銀畫布曹形白布帶横刀弓箭行騰麻鞋（衫請内藏横刀緒布帯請大内藏並四日十四日以前奏諸事了便治惟大纈衫返上内藏其甲形曹形水收本府充用）

甲形　曹形　横刀　行騰　右二見ク

騎射緑　上同　九騎射近衛随中的数賜錄（叙見兵部式）兵衛准之

騎射的　上同　九騎射的百二十六枚受水工寮但駒卓并六日的賞府備之

騎射的立者　上同　九騎射立的者簡近衛客兎端正者九人用之著黄袍駒率及六日並著青摺衫

競馬　上同　五月五日五位已上競馬將監就標下記勝負

騎射　的甲形　横刀　行騰　雜戲　上同　九五月六日騎射官人近衛捴十人（四人六寸的的）並著淺緑布衫錦甲形白布帯横刀弓矢行騰麻鞋其文名當府判官立殿前奏之訖供雜戲（兵衛進此）

習馬　騎射　歩射　的　皮　及矛　上同　九擬近衛者預捴造便習弓馬者入色三十人已上百丁十人已上修奏進内侍奏記即遣勅使試其才藝騎射一尺寸的皆中者為及第歩射四十六歩十矢中的四已上者為及第若一箭不中皮者以二的准折

將料　左右馬寮式　右門　府式　九内馬場埒料藁二百四十荷葛二十荷其用途並充府物自四月十二日始掃除并造埒

御牧　左馬寮式

御牧甲斐四　武藏国　石川牧　甲斐牧　小川牧　信濃国山鹿牧　塩原牧　岡屋牧　大野牧　平井牧　笠原牧　高位牧　新治牧大室牧　鹿猪牧　萩倉牧　望月牧　真衣野牧　穂坂牧　前両牧　三十疋　穂坂牧　三十疋　武藏

駅傳馬　右二見ク

牝馬　上同　九牝馬歳二十已上不在貢誤之限

貢馬　上同　九年貢御馬者甲斐国六十疋　真衣野柏前両牧三十疋　穂坂牧三十疋　武藏

馬印　駅傳馬　牝馬　貢馬

信濃国不（在此限）若有實却充駅傳馬　信濃甲斐武藏国仕別当牧監

臨検印共署其帳簡繋歯四歳已上可堪用者調良明年八月附牧監并貢上若不中貢者便充駅傳馬　信濃国不（在此限）若有實却充秣菊并率夫追従前所其国解者主当寮付外記進大臣経奏

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　　ガラス使用

周五十疋　諸牧三十疋立　野牧二十疋　信濃国八十疋　諸牧六十疋　月牧二十疋　望上野国五十疋

駄價　以充課次駄價稲毎駄徴七十束

細馬	中馬	下馬
飼料	以毎年四月十日始飼青草十月十日以後飼乾草	
東別壹升二合	其飼下馬別一人以廝丁二尾但川清草丁充牛丁捉七十四人并充往丁其飼秣者冬飼馬日米三升大豆二升半米八合夏飼馬日米二升中馬一升下馬及牛不須	

御鞍　以造御鞍一具料鞍橋一架諸国進上紫草四條　各長二尺已上廣一寸已上鞍橋料並諸大蔵緋草千條　鞍褥表料　鞦韆泥結料　牛草四條　各長四尺已下二尺四寸已上廣三寸已上鎧鉏并力草料並諸大蔵緋　鞦韆泥結料　錦三尺二寸　二尺二寸鞍褥表料一尺二寸鞍褥端料　紫絲大一升六両一分四鉄一両二分　鞦韆料　緑絲大二両二分四鉄一両二分四鞦韆料　緋苔内蔵寮料　練絹二大三尺四寸　鞍褥料　練絹二大三尺四寸　裏料　鞦韆料　生絲大二両　鞦韆料　苧大二両二分　一両四鉄鞦韆料　和炭十石　三石鑵料　漆一升三合　諸牧六十疋　月牧二十疋　望上野国五十疋

信濃　調布一丈六尺五寸　一丈三尺五寸　鞍褥料　苧　鞦韆料　生絲大二両　調布一丈七尺九寸　四尺鞍褥料　裏料　鞦韆料　一両　雑用　鉄鞦韆料　苧大二両二分　一両四鉄鞦韆料　和炭十石　三石鑵料　漆一升三合

一升二合　障泥料二合　鐙料五勺　鑣料並諸大蔵　撫九把　四把鑣料　諸大膳　東帖二枚　一枚鞍褥料　一枚鞍脊塵料　掃部　諸大膳　作縫工草六十六人　鞍褥三人　障泥二人　工別日一并六合女一并三合塩二合呉二合海藻二分四鉄醤滓二合酒六合

女鞍　以造女鞍一具料紫草四條　各長二尺已上　長六尺已上　並諸内蔵　牛皮一條　長三尺廣三寸　鞦韆料　草　数随大小並諸大蔵　錦三尺二寸　二尺二寸　二寸鞍褥表料　端料　三分二鉄銀小五両二分　臍四鉄鞍橋木鐙　已上二種　熟銅大三両三分二鉄滅金大一鉄七分鉄之五金漆二勺八撮緋帛二尺　鞍褥裏料　東絁七尺五寸　四尺鞍褥料　三尺五寸　細布一丈一尺　三尺五寸　脊縁料　鞦韆料　調布二丈九尺　一丈三尺　障泥裏料　五尺小腹帯料四尺　高布一丈七尺五寸　四尺鞦韆料　生絲二両二鉄　二鉄鞍褥　練絲一并六両四鉄　鞍料三分　二鉄脊縁料　漆四合五勺　二合鞍橋木鐙料五勺鞦韆料　和炭三石一斗　三石並請大蔵　撫九把　並緒油料　鐵一廷二両二分　一廷鑢料二分　駅料　鞦韆料　東席二枚　一枚鞍褥料　一枚鞍脊縁料　熟馬皮料油　那波郡在表皮用寮省　熟馬皮料　鑢十人鞄一人障泥二人　練絹大一并三両二分四鉄

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　ガラス使用

走馬鞍 上同 造走馬鞍一具料脊屎料緋草以一張準量先之 一張 結鞍者鞦接之料 鞦料牛革以一張先二具有革大小洗革貢調粗木 鞦料絁三寸綿二両並絞油料 調布二丈三尺七尺表料 七尺脊屎料 鞦料七尺脊屎料 生緑二両二鉄二鉸接鞦料 調布一丈三尺六尺脊屎料 高布一丈三尺六尺脊屎料 生緑二両一分二鉄一両脊屎料 一分二鉄一両脊屎料 一斤六両一分二鉄一両脊屎料 一斤如炭二石 雑鐙鞍料 鐙緑料鐵一廷如炭二石 雑鐙鞍料 鞦裏馬草準表漆五合五勺 一合三勺鞦料五勺貫鞘 三合鞦五勺鐙二勺 東帛一枚半 擬九把掃墨五勺諸国書槧 漫椒油一升 進馬寮料諸王殿堂 両三斤 漆鞦料結縫備作荷五十具其十具用舊大小鞦料 大小鞦料 舊鞦橋但唐鞍隨損隨時申官修理

青馬 籠頭 鏡 尾袋 當額花形 韁靶 上同 允二月七日青馬籠頭鏡 一色前頭及最後馬別著二金装白餝鳥装 尾袋当額花形 已上各著二鉸 韁靶 絆細布以一端充二匹 浩額髪 韁靶 表腹帯 上同 五月五日節式條匹別給髪料 緋絲大二分四 鉄韁靶料調布四尺二寸表腹帯料七尺

馬草 上同 允禁断刈大小麦青黄為馬牛雑畜草 延暦十一年七月戊午禁之申 日本後記ニ見タリ 桑枣 鞍橋 右ニ見タリ 鞍靶 上同 允行幸御馬鞍靶漆紫綾一條 ニ幅長

覆鞍 弾正臺式 允大臣已上覆鞍者用浅紫參議已上深緋諸王五位已上緑色諸臣黄也六位已下不得用

鞦 雑物 武蔵国條下鞦廿具常陸国條下鞦廿具 鏡 民部省式 交易雑物上総国條下鏡廿具

刷 梳 刮 麻篦頭 左馬寮式 允諸国貢繋飼馬各随馬數備刷梳刮麻篦頭兵進〇又曰刷梳四別各一枝刮二匹一枝

行槽刮槽幕 上同 允行幸経宿須用幕及行槽者即馬四匹布幕二口行槽一枚 別勅諸料 高布四端 一个 其行槽者収寮但幕隨時諸受〇又曰刮槽者十匹充一口方一丈深二丈若有壊損寮加修理

底版 摭 水桶 放幕 炬火 上同 允馬底版者廣一尺厚六寸長一丈尺匹別十數摭長一丈六尺以二枚充二匹允馬水桶放幕及炬松寮對量儲充

沢馬 治部省式 祥瑞 柚馬條曰沢馬白馬赤髪白馬赤髪青馬白髪

梓弓 兵庫 允御梓弓一張 修造功五人 寮庫弓充之 箭四具 一具角大印云都伎一具角細伊支都伎 兵庫 允大伴氏都伎一具 庸ノ伎名五十隻 庸ノ伎名五十隻 鞆一枚 其料皇三分四銖 一具木大伴氏都伎功五十人 其料皇三分四銖 一具別功五十人 一十隻損分大和国十一ノ以前進 雑羽四百二十隻 二十隻進物所 損分受 伊支都伎料 弦 麻一斤 料長一尺 角一隻 附料 木賊小一両三分 鏑弓料 鹿角本末各五十四隻

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

鮫皮一條 鞘料長九寸 廣五寸 牛革一條 鞘手料長五寸 廣二寸 鐵十二両二分 鎚銅三分 已上麻用 漆一合九勺二撮 漆箭并鞘料 金漆一合 塗矢生漆小二両一分 鞘料 本綿七両 鞆矢料 弓袋料 矢籠生絶五寸調布五寸白錦小二両 漆料 已上鞘料 紫表絁裏帛各一條 各長一丈二尺 廣八寸 鞘袋料紫表絁裏帛各一條 各長四條 三寸 廣一尺 鞆長六寸 廣一寸 縫紫絲二錄 纏附料緑紺一條 長九尺 緒紫紺一條 長二尺 塗金漆櫃二合 納弓矢料 漆塗案二脚 安弓矢櫃料 其料物每年申官請受 正月七日供進 見事儀式 但櫃案就内藏請受 永収案家 陰持出用

○右天子ノ御弓矢等ノ事ヲ云

造弓 上ノ件 造弓一張料漆二勺 弦皇一両三分 麻苧一條 絹四 一日小斧 割二日鉋 作木一日 堂理一日 造 附角 截堂 一日 白木合 入 漆三遍 入 漆三遍 乾二日 造 附角 長功日十枚 中功日八枚 短功日六枚 裁苧 纏附料 理皇 弦法 著弓 附長 功七十條 中功六十條 短功四十五條 纏 附長功三十五 中功二十五 短功十五 料理皇弦法長功五條 中功四條 短功三條

梓弓 上ノ件 梓弓一張 長七尺六寸 擬梔檀準此 長功十五日 中功十日 短功七日 加一日 削成三日 漆弓 兵部省式 雑物交易 常陸國條下 梓弓二十四枝 長各七尺已上 漆 附 纏 梓弓 神宮式 神宮条 梓弓二十四枝 長各七尺已上 八尺也 下堅二寸

桃弓葦矢 九十二月 晦日戌時追 儺云々 各執桃弓葦矢 入立庭中 但依儺声分出諸門○又曰桃弓葦矢桃杖陰陽寮作造之也

鞆 民部省式 雑物交易 常陸國條下 鞆十具 鐵鏡廿具

黒漆鞆鐵鏡 上ノ件 太宰府條下 黒漆鞆十具

鞭 **鞭伎** 上ノ件 相摸國條下 鞭十具 ○九馬寮式 鞭伎

靫 上ノ件 武藏國條下 靫廿具

弩 兵庫寮 造弩一具 単功六百 三十三人 為二丁 十五人 五十分 丁之 三十三

征箭 上ノ件 征箭五十双 長功二十二日 大半中功二十五日 短功二十九日 毘廬操大半日 削筈 洗磨一日 精操一日 精磨矢平日 料理羽 搓線二日 著羽一日 初漆 乾一日 中漆一日 又乾一日 裁羽大半日 次中漆一日 花漆一日 乾一日 前箭本 搓線 鏑一日 打箭 鏃 鍇磨二日 著箭 鏃二日 漆本三遍 每遍 乾一日 金漆箭鏃 乾一日

鏃 上ノ件 造征箭五十雙 鏃料鐵五斤七両 金漆五 撮漆三勺 緑二分 ○太神宮式 箭七百六十隻 長二尺四寸 鏃 鈴

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　　ガラス使用

鞆 大神宮式 鞆二十四枚 以鹿皮縫之胡粉塗以墨畫之納持麻笥二合 著緒一処用紫革 径一尺六寸深一尺四寸五分 ○右ハ神宝ノ鞆ナリ射的ノ器ノ鞆ハ前ニ記ス所兵庫寮御梓弓ノ條下ニ見タリ鞆皮ヲ以テ作リ牛革ノ手ヲ付ルナリ

靫 太神宮式 神宝弓 姫靫二十四枚 ○長各二尺四寸上広六寸下広四寸九分矢刺方二寸五分以桧作之以錦貼表以緋帛著裏著緒四処並用紫革 長挌三尺広八 箭四百八十隻 以鳥羽作之 蒲靫二十枚 長各二尺上広四寸五分下広四寸以桧作之編蒲著表以鹿皮著頂以丹畫裏著緒四口 並用紫革箭一千隻 以鳥羽作之 革靫二十四枚 長各一尺八寸上広四寸五分下広三寸八分以調布鞱之塗黒漆著緒四処 並用紫革 長各二尺広一寸 箭七百六十八隻 以鷲羽作之 ○四時祭式 靫者靫編氏作

桂甲 兵庫寮式 桂甲一領 札八百枚 長功百九十日 中功二百二十日 短功二百五十六日 打札四十日 麁磨四十日 穿孔二十日 錯穴并裁札四十五日 錯稜十三日 砥磨青砥磨并瑩四十日 横縫并連七日 縫頸牒并縺著二日 著縁一日 韋拘并裁革四日 韋緒有手刀下日 中功且打札二十三日 麁磨四十六日 穿孔二十三日 錯穴裁札五十二日 錯稜十五日 砥磨青砥磨并瑩四十六日 横縫并連八日 縫頸牒并縺著二日 著縁一日 韋拘并裁革四日 短功日打札二十七日 麁磨五十六日 穿穴二十八日 錯穴裁札六十三日 砥磨十七日 青砥磨并瑩五十六日 横縫并連九日 縫頸牒并縺著二日 著縁一日 韋拘并裁革五日 修理桂甲一領料 漆四合 金漆七勺六撮 緋絁二尺五寸 緋糸三銖 練糸五銖 調綿一屯二両 商布一丈三尺 洗革四張 牛皮 掃墨一合 馬革一張 牛皮三銖 単功四十一人

造太刀料 主税寮式 造太刀一口 長二尺二寸 料鐵十斤五両 鞘料鐵一斤 馬革一條 長二尺五寸広一寸 糸一両 膠一両 漆一合 絞綿一両 諸料鹿革一條 長三尺広六寸 ○前ニモ見タリ重出

横刀料 兵庫寮式 二季大祓横刀八口 金装二口 烏装六口 其料鐵二十四斤 三口別三斤 熟銅四斤 錬金一分 銀一両 水銀一両 鹿革八條 長各二尺五寸広四寸 生糸小五十五両 柄渥料 漆八合 膠四両 已上鞘料 猪膏五合 瑩刀料 胡麻油一合 洗刷料 生絁一尺五寸 調布一尺五寸 白錦小九両 已上漆料 絞 伊豫砥二顆 麁砥二顆 豪八囲 已上磨刀料 作功二百五十人 金装口別二十六人 烏装口別二十三人 烏装横刀一口 長功二十一日 中功二十五日 短功二十八日 打坏一日 手刀一人 破兼令兼并打刃二日 別手口二人 剪并錯四日 麁砥磨一日 焼升中磨一日 精磨一日 瑩一日 鐫鞘裏革一日 乞漆三遍 毎遍塗乾一日 中漆二遍 毎遍塗乾一日 作鋑具二日 麁錯精錯并焼塗乾漆二日 捲線并纏柄中漆一日 柄鞘花漆一遍一日 著鋑具及柄一日

横刀緒 凡囚獄司物部横刀緒色胡桃色

刀子同緒 弾正台式 刀子刃五寸以上不得輒帯 但衛府者聴之 ○以上 凡衛府舎

人刀緒尢近衛緋絶右近衛緋鐶尢兵衛深緑鐶尢門部浅縹鐶○按上古六武官刀子ヲ帯ル太刀ニ佩タリ後代ノ子ヲ不帯也刀子ハ短刀ノ部ヤマキノ刀ニ右門部浅縹鐶○按上古六武官刀子ヲ帯ル太刀ニ佩タリ後代ノ子ヲ不帯也刀子ハ短刀ノ部ヤマキノ刀ニ

玉纏横刀 太神宮式 神宝條

玉纏横刀一柄 柄拳七寸 長三尺六寸鞘 柄頭横著銅塗金長三寸 八分 片端廣三寸五分片端廣二寸 頭頂著仆鋏一勾 四面有五色玉 著鉸八口 著珀玉二枚 貌金剗形一隻 長各六寸五分 廣二寸五分著

志須恵組四尺柄著勾金長二尺

緒紫組長六尺袋一口 表大暈綱錦裏緋綾帛

紫組長六尺袋 一口 表大暈綱錦裏緋綾帛各長七尺

新作横刀 同式 神宝

新作横刀 柄長六寸 塗朽柄長五寸 鞘長二尺七寸漆文柄以鴛羽纏之 節別纏 表各三尺三寸 裏緋帛并倭文 五分著緋紐帛柄長九尺 廣二寸 五分 ○右鳥ノ羽ト云ヘトモ類ナルヘシ今モタクノ羽ノ文ヲ組タルアリ此ノ如シ

須我流横刀 同式 神宝

須我流横刀一柄 柄長六寸泥畫之柄以鴛羽纏之 鞘長三尺其鞘以白金銀柄勾 皮長一尺四寸裏小暈綱錦 廣一押鏡形金六枚柄放押小暈銅 廣三寸五分 著四角立乳形著五色組長一丈阿志須恵組四尺柄著勾金長二尺 緒紫組長六尺袋一口 表大暈綱錦裏緋綾帛 剗形一隻 長六寸廣三寸五分著

金銀装横刀 近衛式

金銀装横刀 大将中将少将金装横刀 大儀 中儀 小儀共同 衛門府督佐並金装横刀 小儀 府生已上並准近衛府 兵衛府 大将督佐並金装横刀 小儀 督以下並准中儀

烏装横刀 近衛府式

烏装横刀 大儀中儀小儀共同 将監将曹府生 装ニ脱烏ノ字 ○衛門府ニ大儀中儀共同 尉志横刀○兵衛府ニ大儀中儀小儀共用 尉志横刀○按衣服令云朝廷之上烏装横刀云々

猪手幡幟

元日及即位時双立之伏旗殿前鳥像瞳尢日像幢次雀旗次青龍旗右月像幢次白虎旗次玄武旗尢右近衛府陣龍像蠎幡一旒鷹像隊幡二旒小幡四十九旒尢左衛門府陣鷹像蠎幡四旒小幡四十二旒尢左衛門府陣鷲像蠎幡一旒熊像隊幡四旒小幡九十六旒 ○右見一所畧記

牧名 尢右寮式

牧名 摂津国鳥養牧 駿河国富士牧 右馬寮為牽牧 近江国甲賀牧 駿河国胡麻牧 駿河国浅間牧 播磨国廣山牧 播磨国飾磨牧 右諸国所貢馬牛各放件牧随事繁用○同上尢放播磨国家島庄馬寮直務国放牽 下畧

小銚幡

小銚幡 宮内省式 供奉雑物皆駄擔上竪小銚幡以標幟

摠領馬 笠竜頭鎖 馬寮式

摠領馬 笠竜頭鎖 尢摠領馬竜頭鎖若有破損者取諸国貢馬竜頭鎖充用

騎士 同上尢

騎士十人随従移兵部勘籍即預寮考若無故不上者還本其衣服夏冬二季申官

牧監 別當 上ニ同 乞甲斐信濃兩国牧監缺武藏国別当上野国牧監缺各
挍二功過上日一準考十一月三十日以前移兵部省○上ニ同 乞准二
信濃上野一附二牧監武藏国一附二別當一准レ
国二ノ当ト云ハ牧監ノ別名ナルヘシ負盛ヲ斉藤
別当トスルハ武藏国ニ牧監ナリシ故ナルヘシ

鞍帒 鞭帒 上ニ同 乞行幸御馬鞍帒深紫綾一條 二幅長
八尺 御笠袋 胡床
袋鞭帒等各一口 油単各加帒 蘢人錦小袖二口若有織損返納請新

梓弓 太角伊太豆仗 一万々仗 靫 内藏寮式 梓弓一張矢四翼
一具 太角伊太豆仗 一具 角伊太豆仗 一万仗 靫一枚
太木伊太豆仗

簡笠 上ニ同 簡笠四十六枚 和泉国調

縫作鞍 右同式 縫作太神宮參鞍二具 料馬皮二張 張別長五尺五寸廣四尺
料雜物直料錢一百二十三文 油一升二合草四束小半 張別長二尺五寸廣三寸 調布二
端二丈四尺 絲一両二分木綿三斤八両麻八両 席一枚小半 葉薦一枚小半 已上官物
右神鞍料物毎年二月申旬請受即令典履縫作訖送神祇官○頌文
鞍ヲ縫作ルトアリテ其縫作ル料ニ馬草二束ト記サレタル
鞍ヲコヽニ縫事ト見タリ是後世ノ張ノ鞍ノ制ノ如キナルヘシ

唐鞍 式馬寮 乞蕃客乘騎唐鞍寮家掌収若有壞損随即修理其馬
子簡 飼丁者貌端正者充 大使副使各四人判官録 其裝束黄袍行纏布
袴各二人使丁各二人

袴草帶布襪長緒幞頭巾子麻鞋並請大藏事畢返上但幞頭巾子麻
鞋不在此限

簟頭 上ニ同 乞馬手繫者以二其皮一充二鞍調度並簟頭料 ○簟頭ハ皮ヲ以作ルヿヲ是
皮ノケヅナルヘシ上ニ紫簟頭見タリ紫ト云 ヲ以テ知ヘシ今ノ鼻
鹿頭ニ以ル心絢ノヿイフナルヘシ

羅幡 鳥羅 阿礼幡 花槍 兵庫寮式 乞大射建二羅幡一著鉾一著鳥羅十二旒々
別張竹二枝 著二鉾二口 帛巾二條 ○流漂六旒 飾各長八尺 廣八寸
一染色次浮 綠次緋次保 黄次淺次縹次萌黄次浅緑次柳次保 右方在之 花槍二十口 幡二十
十日授送 兵部木工寮射殿之前量二定歩數一便置二標杭一当日覆明列
建羅幡一訖即返上

馬藥 作二馬鞍一 乞馬鞍 乞馬藥毎レ季 胡麻油一斗二升五合 搜 椒油
六升二合五勺猪脂三升二合五勺硫黄一升六合五勺 雄黄小十灯 炭請
官請受但瞿大四斤干薑小十灯 炭請 随二用盡一請不レ限二年月一 ○負文按是
右右馬寮式内厩ノ奥ニ多見タレニ仍テ刀同様同盤等ノヿハ見エス此名ニ馬ノ鞍ヲ作ル 延喜式
料雜ノ見タリ上古ハ磁石ヲ以テ馬ノ鞍ヲ磨リ作リタルト見エタリ

雜鞍 唐鞍 右馬寮式 乞雜鞍者十年一度作 唐鞍随レ損臨時申レ官修理 ○負文按是鞍橋分リノフラニアラス皆具ニシテ
サハ十具ナトニテナリ 鞍橋分リナルヘシ一ロトニテナリ

布衣記抜書

伏見院永仁三年北面斉藤越前守等
廿一人参會連署シテ定ル書也

衛府太刀 | 平鞘太刀 | 弦袋 | 鞘巻 | 鎌倉下緒 | 同笄

太刀刀扇事太刀ハ衛府之太刀五位之時平鞘ヲ用弦袋ヲサス次ニ刀ハサヤマキ下緒ハ鎌倉サケ緒也カウカイ同鎌倉次ニ扇如常ミカキ付也 ○弦袋トハ弦巻ノ事ナリ

重藤弓 | 鏑矢 | 同羽 | 尻籠 | 同牛皮 | 同上帯

弓矢ノ事弓ハ重藤矢数廿五上刺四ツ鏑矢尻篭ニサス斉藤ニ限テ如此是利仁天下ノ御敵退治ノ時ヨリト云々猶以其故有之云々次矢黒漆ニサハス也羽ハ鷲ノ羽上刺ハ白篦鷹ノ羽鷲ノ羽何ニテモ用四羽ニハカヽ何レモハキ糸ノ上ヲハ紙ハキニスル也次上帯余ノ手皮ヲ付ル但押折ス時ハ金ノ手皮ナシ主人矢ヲ負弓ヲ得ヿナシ調度懸持之 ○尻篭トハ此ニハ箙ヲ云下文ニ見

調度懸

調度懸之装束衛府ノ時ト押折与可替也衛府ハ時立烏帽子走水干也色ハ萠木上下同色也押折ノ時ハ折烏帽子赤皮ノ烏帽子懸紙綺之小結装束ハカチヲヨロヒ直垂也 ○弓矢ヲ帯スル人ヲ調度懸ト云ナリ鎧直垂右ニ見ユタリ

水干鞍 | 切付 | 上舗 | 獅子面皮 | 獅子丸 | 鏡書 | 鞍 | 野久津 | 腹帯

マカス沓カケス鞍ハ水干鞍切付ハアサラシ之皮止鋪同皮或ハ獅子面皮カ皮獅子丸ニテ止ヲツムフセノレ有ヘシ書ハ鏡書也鞍ノクツ腹帯アフミハ白鐙舌長胸ヲリカコマテ白次ノ内ノ時ハ常式ノ鐙不苦次手綱腹帯カチンノ類不然者浅水也指ノ縄打マセ白浅黄カチン三色也左打石打ニ筋取合セテ指ス心指様馬ノフリ髪ヨリ三寸ヲキテカツキハニ首ノ骨喉ノ下ニテヒツトキノ懸結シハリテムナノ右ノワキニテクルム程ニシホテノ根ニタノリ付ル也手クリノ長サ一尺二寸也次ニ指縄ノ事白指縄也仍テトサノ程指ノ縄ニ筋ニ戻也長サ之程ハ三尺也但布ニツ長サ二丈五六尺之布一ノ長サモ不苦次ニ指縄ノ事即テトクレテ布一ハタハリヲ五ニツリ三節ヲ以テ三折スルナリ次ニ尻カイノ事糸クミノウチ押折ノ時ハウチハカリ衛府ノ持ハコサラ付也次ニアフリノ事態ノ没次ニムチハクリマ柄ノトウマキノムチ也舎人刀之コトクサス、ヌキ入ノ方ヲ上ヘナス馬ニハメカ足ニテ乗也カナニテハ浅沓ヲハクツクリモ少ニ或ハケヘモ少也山坂ニテハスヘロランチナリ ○按水干鞍トハ唯鞍橋ノミノ名ニハアラス諸鞍日記ニ水干鞍ニハ常ノ鞍橋ヲ用ルヲ云ニ右ノ本文切付ハアサラシトハヨリ以下ノ鞍ニヤ用ヲ餝リタル 総名ヲ水干鞍トハ云ニ○ 獅子面草 獅子ハ是一物也面草ト餝草ノ事ハ高忠聞書ニ見タリ○スヘワランチハワラシヘニテ作ルニ スヘハシヘナリ

尻鞦 ウチシリカイ 右ニ見タリ

ツヽソリノ沓 右見タリ

調度懸 調度懸事立烏帽子ニ萌木色ノ走水干上下同色括ヲ上テカヲサス尻篭ヲ負ヒラヲ持ツ尻籠ハ掛緒ヲ左ノ肩ヘ懸右ノ脇之下ヘヒキマハシ弦巻ヲ肩ニモクセ次ニ白布ヲ十徳ノ帯ノコトク平クケシテ其帯ヲ以テヒラヲ腰ニツケラヲハ弦ヲ上ニナシニギリノ程ヲ右ノ肩ニカケ本ハスヲ一尺斗ヲキヲ右ノ手ニテカタリル之刀ヲサス也○前ニ尻籠ト云後ニ空ヒラト云ヘリ是一物也古書ニハ尻籠ニ箙ニモ

箙負様 右ニ見タリ 此箙ト云ハ矢ヲ付タリト見タリ然ハサカツラノ箙ナルヘシ

箙止帯 右ニ見タリ是ヲ箙ノ腰当ニ止帯ニモ云

調度懸 右ニ見タリ白布ヲ用トアリ是ヲ箙ノ腰当ニ止帯ニモ云

布直垂ニ赤革ノヒモ之袴モクリヲ入テ高ク上ケ矢ヲ負ヒラヲ持ツハ、衛府ノ時ニ不可有但尻籠ニテ革ヲサスヘカラス其外ハ同物ヘ ○是ハ押持ノ時ノ作ヲ云

的矢 籠口出仕次第之事 中略 弓ハ尻籠之事主之タイスヘキ也弓ハ重藤

矢ハシテノ失也是常式ノ如シ矢ノ数十六筋サスト其外ニ上刺二筋サス的矢ナリ脊
藤家ニハ上刺四筋メリトイヘドモ 流口ノ時ハ的矢一手サレソヘメルニ依テ上刺共ニ
テ四筋用之流口ヲサナキヨリテ禁中ニテモ居ノ御ニルサレ有テ的ヲ仕ル之依之
的矢ヲサスル是流口ノメイホウナリ次ニ馬ニ乗也イカニモ少年カ本ニ〇又云ヲ
レコモ主ニアイメルヤウニコレヲ入ル之矢之篦上刺ト的矢トハ鷹之羽上刺ハ四ツ
漆メルヘシ羽ハ鶴之羽ニテモハクヘシ但上刺ト的矢トハ同ク
立ニハクヘキニシコニハ上帯ニチガハ付ヘキニ

鳴弦 レコヲ主之負ヒ様ハ帯ノコトシ弓之持様ハ左ノ手ニテ弓之持
シテ持ニ馬ノ上ニテモ其如ク持也イカニモソルヲ袖ノ中ヘ成テ持也馬之上ニテ
モ其コトノ持也イカニモソルヲ袖ノ中ニ引入ヘ持也 張ヲウチナラス事ハ滝口ノコウ
ハウナリ其子細在ト傳也

裏打狩衣 **二重狩衣** 狩衣之ヿ六位之狩衣ハ表ニ和寺布好之裏ハ練
緯ヲ付也色ハ主ノ年ヨリ又ハ狩衣ノ名ヨル表裏同色ヲハ二重ト申ス〇
狩衣名ヨリテ衣ノ色下裏ノ色トヨトリ合ニ何ノ狩衣ト名ヲ付ル也 其名本脊
ニアリ略之 二重ノ狩衣トヨル如ク人ハ裏ヲ付タル狩衣ノコト思フハ誤也 裏
ヲ付タリヒ表裏同色ニアラサレハ二重ノ狩衣トハイワヌナリ

年中行事 歌合頭書

白馬節会 五番左右ノ馬寮
おのの引ものうちぬあをうま ひけとも
良香 カはるかに四月七日のまち
これ今もつゝきてあをうまと 陽成院御歌
よりて ことをそれ年中の政をとりおこなふ
行幸あれ御馬ハ三疋なり 是ハ三ヶ度ノ内ニ
記之

節会 九番左右
あり さら射の司ぬひきつゝ
ほこ
仲書ニ左ハ矢ノ羽ヲ ハ弦ヲ
の今人ものゝ射ル右の大お射ものゝ
射ルもあり左右ともに射ル今ハ左ノミ射ル

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

年ふれとかはらぬたかしのたよつきえて年月をまつや　女房

相撲　二十番左　相撲

かちまけてこゝろをはかるひのいそしまいりまのぬきてゐのをあらはれける

注云　たすまひといふことは諸国の相撲人をめしてちからくらへをせさせて

また今年をとおもひつゝもひとゝなりてあつまるを

とものをくりて大臣殿より相撲使とさしつかはしてひとつかひといふ

そして其ひとゝかやくに相撲使とさしてことをつかひとよ

めるにて、まかりかけよて諸国のちからとうなをはかりてともに

たちとかたの鈴に付て使ひ二十人とかきて国々へ仕と申し付るやとそお

ほえ侍る

甲斐駒牽　二十二番　右　甲斐駒引　入道大納言

ひきぬる人ももろこしの甲斐の国の穂坂の駒をひくかれ

注云　甲斐の駒引は穂坂の御牧の駒を八月十七日に奉る也　大宰駒

引は毎年に貢進の国々より奉るや　穂坂の駒は三十疋奉るなれ

と年貢の御馬を出して同心奉るにて毎月の駒の貢新こそかれは

みえ侍らぬ事と見えたれきこえ侍るも

武蔵駒馬　十三番　右　武蔵駒牽　判阿

むさしのや千里をわけし駒の数をまつむさしのゝむまのきこえん

注云　八月廿五日むさし野駒引の事こそ侍るや　大方武蔵国より

秩父の牧のむさしの少野の牧の御馬十疋立野の牧より五十疋を年に奉るなし

信濃駒牽　廿四番右　信濃駒牽　俊頼朝臣

ひきつらねいくらやまちのあすこよみしるしまつるにもあれきやきえん

注云　八月十五日信濃の御牧の馬を奉るなりあやの牧も其外に

侍るや六十疋のうちより大きなる馬をえらひて四十疋をくとむしいはへくは有るを

定めよりなりて国々の馬を数をたて奉る事としてその仕途の日はとゝ定むべき

わきまへてしるしかたし

上野駒牽　廿五番左　上野駒牽　家信朝臣

かひかたやもしもおほきくものゝのなみのかさなるすゑのかすみあらし

注云　たえしも上野の国の牧の御馬は八月廿八日に駒引之事国に貢やうに侍るめ

騎射　十五番右　騎射　女房

射まくのまやめのこゝろもきよみあるのまゆみを引やそこへまし

注云　是は五月五日あやめのかつらのまいるたまとあることの騎射

[illegible]

弓頂始　鞆　サ九高たち頂始　二位中将

[illegible]

桃弓　葦矢　三十六番右近儀　内左衛

[illegible]

公事根元抜書　一條禅閣　兼公御作

御弓奏　多羅枝　正月七日[illegible]

[illegible]

白[illegible]　右[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　　ガラス使用

脇にさしたる鏑長とひとしく弓を射まゐらするなり　謂ゆる文武二ッ
のみちハひとしくかくべからざる所なれハ今天子も弓御修あるべきとの心にて
武臣をおもんぜらるゝ心にて射礼始まりて射術を修めらるゝ所也
あくハお撲の中にあるべきにハあらぬなり

桃弓　**葦矢**　十二月追儺の事よりていふ　やらふ鬼すれて大舎人寮
鬼となりて陰陽寮祭文をよみて南殿の階やまでよむ上卿以下殿
上人ハ桃の弓あしの矢をもて鬼をいるなり
まい入し鬼となりて諸々の戸をいりハ方相打とかけまはるをも
しお方相の鉾楯を振子のまへのうちより打てたちまはるとも
すゑりて追儺とはいふ八年中行事にも鬼とハ八方
相氏の事也此月ありて神はれし儀を表てほことを
つまびらかにふれて廿人の布衣きたるものをゆみて内裏の四ッ門より
る　文武天皇慶雲三年十二月よりはじまる此年天下に疫病はやるや
まされ侍りし所なり

駒牽　八月十六日駒牽の事よりハ信濃の勅使の牧の馬を奉る事なり
なりしをハ十疋まもりて侍りしかども未だ陸奥の御牧にあらざりけれ

十六日となりて皇南殿に出御ありて御覧となる比紫宸殿の南庭に解文と巻とを
率けて以上卿以下近衛司に結いてまかりて其後あらたす
して一匹を取りとのこりの外ハ引分の使にて次将ととる取
とりて御前へ又十七日ハ又甲斐の国の穂坂の牧とひくる廿日ハ
武蔵の小野の牧の馬四十疋ひくる二十日秩父の牧の馬廿疋廿三日ハ
まで毎年たてまつる廿三日ハ信濃の望月の牧廿八日ハ上野の牧の馬
十疋ひくる

相撲　七月相撲の事まぞハ諸国の相撲人をえらびて七月ハ相撲の節
とゞて天子の御覧あるへき為廿六日の宴に修あり上仁明を
まてたちの諸司にお撲ある趣きしとめし給らるたちの事指方
とゞて国々へ使を下して相撲をめさるゝとぞ　又方々もこれに従ひ
廿六日ハ内取とてありて仁寿殿の前にてたちの相撲人
みなのこるまぬ　その日ときて一番より十七番とぞ　又抜出あり
廿八日ハ召合ありて天皇も南殿に出御あるにより左右の相撲の妻
とより十七番ありて後の方抜出ありき　廿九日抜出とて相撲
をとらせて御覧ぜらるゝなり　神亀三年まで大かた諸国の

のほとる 寛平七年にハ相撲と伝ふありきこすへくお相撲の
節とゝめにけり 日本紀に垂仁天皇七年七月に当麻のむらに勇士あ
りけると当麻の蹶速といふ力つよき者 角ともさきへて ころけ
しと申すに野見宿禰つよき人と聞こしめして出雲より召
まゐりきおのゝあひ蹶速の骨をくしきぬとの伝ふるしと書紀にそと
めしてお相撲と伝ふをとらる蹶速か力やまさりけん 蹶速
ころしとてうらみてきてたゝところよぬみさへしたりき そす國
ひのおししめたるへし

○此節会ハお相撲とも伝ふ人とまかふ事也故に のはんたり節人とハ云なきことなり

競馬 四月中旬 賀茂の社の競馬の法にて負と勝と定まり
ひくまゐりてよし 古くありし又和朝に流ありて山陰道ひたし
を揃へてみそれの馬の賀茂の社なる風きゝやる
のかのさてのおほくり 伝とたてゝらもたる也と歌らるあひらいの風きし

騎射 五月五日を待て騎射の事を五月ニハ左近の騎射 四月ハ右
近の騎射を結ひするにたとへのさきに待るハ右近のさきを待るあり 左るハまた
たちたものまゐりて騎射のをり待るしまや 射ゐるとハ大将の中さ
たむるなりけり

職人盡歌合抜書

題ハ月恋
歌詞甘露寺親長 絵土佐光信

つはきたち こゝ番ときの歌 いろさへとゝめてもいろにつまきたら
しめたら月のさひおもるかな

すゑくゝり こゝろれ 同おいつまでもすゑくゝりくるるこゝろとさかれ
あつ色きことのかたしきおもひ

白木のや 十六番ゆみつくり ひきとゝまつくるまま板あふいわかるや
うけもさらもすのやそくり乃月

あしあせ 同お まさまつきもたかねのけらてしあからみそとし
いつくてもひとてこひしきき

にほ色わり 同お弓つくり此絵の詞さけらいつるときらりん するさえ
色おり大事なるへき ○にほへハ赤く朱と金を付ることの是は赤金の附
伐まハきまま赤朱金するらと用ひしとあるか

さら張 十六番張うる ゆふくれの山の端見まえまりの張やつるくと
まそ月いしてりれ ○さら張ハ伊勢国すらの名そて作りしとらぞ

ふせ張 同お さのままのやひとこひそ ふせつるのきれあちき徒

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114

ガラス使用

なりて用しかたし　○ふを法は常旅といふ所にて作りしとそなり

ふをつる　をきつる　同おつるうるれ絵の詞に云つるりしいへふを法
もいをきつるもい○をきつるは伊勢国　冥会所にて作りしと云之又
常に法のことを系にて出てうるしにてぬる我おくと云ハをき法と云

まちうふと　二十番　瓔さいくこの法のおしひなりけり町う
ふとおしうふとあるとまある角かけ○町うふの町のまはあやまり之
絵の字と用通しあつらへ且あらひしくうつて作り面て書くふ
ひとを待ぬへ待うふとしそ之麁にて是れも付ぬ也へほうえぬと
よりもへくほちひこれまちあしそまちさやまき能し云ハ
皆てき今そのをいふなり

さんの瓔　さ○　さ○しら　同おさんの我むくひハいさや
ふまうひさ○てもそまれてぬる○同瓔さいくの絵の詞に云
さんのものハさ○しらかそれはて○さつへしとハ何そも
ふるきものをこしらへ出とをいふ

さやまき　四十六番さやまきよりうき之のこれも色ぶぬさ
やまきのひきこしりちにうふる月かゆ　○さや　まきこ　とハ

鞘其の刀の鞘を作る細工人なりひきこらみ　うらとハ鞘を作る雅て
引なり

まちさやまき　同おこ鞘ハまちさやまきの色もすのこぬるへの
こぬる者をいふ也　○まちさやまきもまちや同しく心之色をとハ
付きそこ付るへてき合れ鞘ハ付き換するをいふなり
○同おさやまきまるれ絵れ詞に云四時にやして　はふもなきぬ
ユかな○此所合ハそやさや其の刀とやらきりしかや

鞘の山うく　四十六番鞘さいく久まへ色まきをき三ヶ月にまるを
なしにいるとぬ色きうな○鞘の山うくとハお所持之まりれ
うくしまあふるハ鞘の山うくにハおのつしまりきまを思ひ
をまそ作るとしとしれそれ

さしほ○鞘　同おいうにして此人へちにのまぬんしらう○
そこのぬる歌なきまる○さしほ○そこふ○ほ○之法ぬらぬ
をいふなり

歌引目　こあて　四十七番ちうりをしはるふこあてなれ歌
引目にいるへくき月にあるりハ　○こあてとハあてて歌引目

いるる巻目とて風心のなき射手 引目射れり
【うつほ】 同歌 かうほの弓さうちりてみ ねさみ矢さした心
ねをとほらりれし
【箆撓】 五十四番 矢さしくるまむとて ためさく目をとひ箆をめるみちも
さなるありあけの月 ○ ためハ矢の曲をなをし直之 すちらひり
きさみめとはこくテちある箆を入てくさめる之 されハ すちらひろるそのき
めるこゝろみ
【一手矢】 同歌 のこゝろもさらにまつて 乙矢のおもしうれ
いつおもし
【ちゝ弦】 同歌 矢さいくの弦の詞にこれハちゝのとてあつらへられてハ
【さうつるひら】 五十五番 箆さし ねやの内まてあけるも
とハさうつるめてて月もみえけれ ○ 造射ハ箭矢之造のはせてな之
【箆のうけ弦うけ弦】 同歌 ひとへうけ弦も きれそこし
とつれるふる箆ニスな
【さうつる箆】【松笠ひし】 同歌 細工の弦の詞にさうつるかけ
して柳色ひきまつろ ○ 此詞乃さハさうつるをとて色ほうかなきはりて

松笠ひしを作るとりつるあり 松笠ハ當称として松針あるする柳なり
【蟇目】【目】 五十五番 ひき目くりくるん なきいつきさてるやつるめを
のまさるまて引目をの月
【笠懸引目】 同歌 松意ハうさうけひき目めうこそくいてあもえこと
なくなくさうれ ○ 笠懸引目のひきあへて円のさよひとめある
【一人々射引目】 同歌 引目之ふ籠的詞にハ一人々あそるはひき目之
りよくりて反りあるあ
【引勝】 五十六番 むらしき仇を 是ハきほしとくたきなとりえきる
向その月乃さやにそ来りあ
【むらしき仇】 同歌 いふみるてもあつさやあつて町人のむつえきはのを
て拘りあ
【競る】 五十七番 けいるらみ くらしまてもちさと達つきほのもまはな
らそや月をれるらん
同歌 おおひるれとくれてる松なれやとりつききときひしまそうあ
同歌 けいうみれ弦乃詞にむしいとさ出てもとて あさんつて
のいまハものもの人のうれしのきつるとて

相撲 六十三番さまへたり 乾ほしにしてくすしけれは過ちまゝ月を
こしらへなしてあるうぬ
同おこ取意はさつまの氏のおさなれやもこれにあらつ人のなきき
同おすまへたりの絵の詞に云道の思ひ出にお撲のまひにめされしや

大進相のいき目 堂摺の絵乃詞に云さしちへの堂もあし以へいぬを
相のつき目もけて
○大進相。堂を用ふる大進相の法にあらてしるへを見る相の
大進相の時間を用ふるまて堂の代に堂をまひしきもそうふ事
むくのこと色の意ほしあほしおいくさんしなれぬ意のや世やまひ
むくのこと色の意のなりまたる 刺云た意に色をくろむことお説なるき
まあらん意ほしのもしくもよく思ひよをこるやうし

弓法集抜書

小笠原兵庫助長秀記之後ニ序ニ上ト続為家門ト云部ヲ作リ
加ヘテ三俵一統ト名付タル後人ノ偽作ナリ

物具着用次第 **箙上帯** 大将に物をきをしたる 第一にさいたてけしや
うくろ第二小手 いたれ第三につきたて 第四に 鎧第五に 箙の上帯 第
六腰当第七に 楽を打なるし

尻籠ノ上帯 尻籠の名下にしたる亦一の刺 後ハ内向なるぬ 何も外向
こさうるれすへ 接近して 夾矢をしまるに刺し 鏑矢をハ表にさし 十六ハ白
五と刺て 上帯に 鷲を 付れて 抜にさしたる 尻籠の 堂に 摺の 堂に入て 挿之
○右尻籠とあるハ 意ひしのるといふなり 亀し

鹿箙 **コリハキ** 清和帝の内侍の 鎧する六縁なるべし 出立ハ水干行時
そ出をとさきしたるやなくひの尻籠と負て 上矢にハ四目をさしたし
相はたりとさきれり 弓ハ思ひしに抜之○右こりはきとハ 胴の 鎧を 刺
したして 金をも 鉢矢のときやうとしつゝ○しかしなるを一番さし
やなくひとあるハ 望し 誤りなり しかしやなくひとハ 相箙のるなり

国扇 室に 陳して 庄中の国ハ 扇子に 準ずし 下ハ 下ハ 下ハ 下ハ 準
すへきなり ○ 抜右手記なるに 国扇 用ふるしせえ 次はしるに

先つ人ゝそうり仕書のはゞ御軍服おもの時代なるべく〳〵

母衣之礼 母衣をうけてう人（鳥毛をもにい我をの方なるのそにて
の色てよはうち氏皇をもやうなりけうきなり母衣とをもめ
たゞいたのもとゝ〳〵〳〵。又そうりとおてほあよ余ほなるるも
於てとれうみをそゝをて於まをそてみ味なそうとたのつき
まもゝみ話のはうりそのものとめきあり〳〵ほ童・衣をたえあゝそり
そゝまて於て対男神をはそよくる於よみあ色〳〵め衣をと見た
らいたのもとゝ〳〵。〇ら天指よ方伝のをもなのもとゝ〳〵をそれ
ゝそれれうもふ母衣のまてべゝ〳〵ゝ絵よ於をそるるとゝきゝれを
れうおい母衣母衣れのなゝを入ゝ〳〵もてるる〳〵母衣れのくひうと曽
のしれみ口ゝみ伝なてゝまゝとうを伝ゝ〳〵ゝ於ゝ〳〵ゝ式の
きれうれゝまゝいゝまのお湯をなたうりお（ゝて伝うゝ
絵もひゝもれいよあひゝ〳〵ゝれとゝ対いたのもとゝきゝる
ゝとゝれゝ〳〵ゝ衣衣のれなめ衣はのゝをとゝ〳〵ゝ
ひつきるれ〳〵をの母衣い母衣ゝ衣をもゝ
ふよ絵きををいつゝもなてゝ〳〵ゝのそとれの叶もなのは

いの衣のをゝ〳〵ゝをゝいろ〳〵の形をおゝり用うる
たゝれ古代の母衣ゝ下よき於ある外ゝ絵き於なる
はゝり〳〵し

鞆絵 おひうの くうゝゝ 鞆絵のおひうの
ゝておひうのゝそうゝそうゝのうの
のうりなゝり今附さうつゝこおゝ

あひ口 右は実見（おゝれ風を図
ゝやをゝたのうよあひくらみある
をそ於し。右あひくらゝそ絵ゝ
汚れ〳〵極にゝ鞆にゝあゝ衣あひくら
いも力と牛刀ともふ

馬上当 当の仕方ゝのの鳥の段
内ゝ鞆の当ゝ角〳〵。ほあるよ於ゝる仕方
もみるゝ〳〵ゝ手ゝそも更ありうもゝをる
ゝとゝ〳〵ゝ手ゝそも更ありうもゝをる

四ツ付矢筒よ付 弓頭（指揮おゝ
きい矢筒の於をとけいゝ母衣の於もゝ
ゝとゝ〳〵ゝ衣ゝ筒の於ゝり

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

[illegible] 暮員とこれをいふ [illegible] 鼠ハ其の根をぬきて [illegible]
[illegible] 暮員ハ天名なり
○一説ハ [illegible]

鍋包丁刀 [illegible] 鍋つかみといふ [illegible]
以上 [illegible] 柄 [illegible] 鍋
[illegible]

太平弓 実物の時出立ハ大和国のやう 中略 弓ハ太平弓 [illegible]
○太平弓ハ八張弓 [illegible] 八張弓の名あり [illegible]
[illegible] 八張弓といふ [illegible]
[illegible] 太平弓の一名のみにて [illegible]

鍋蓋 [illegible] 鍋蓋の時きしひ物のを大きに [illegible] 虎皮
[illegible] 神ほとけ十徳 鍋蓋の時ハ法の如く肩衣ハ [illegible] 尾袋 [illegible]
[illegible] 鍋蓋 [illegible] 鍋蓋ハ引 [illegible]
[illegible] 鍋蓋ハ [illegible]

長具足 長具足ハ [illegible] 兜 [illegible] 相ち
[illegible] ○長具足ハ [illegible] 長刀の [illegible]

六具 実物の時出立ハ大和国のやう 中略 [illegible]
[illegible]

七のうちぬ [illegible]

柄立 馬上 [illegible] 柄立 [illegible]
[illegible] 柄立 [illegible]

肩衣 [illegible] 肩衣 [illegible]
[illegible] 肩衣 [illegible]
[illegible] 頭 [illegible]
[illegible] 頭 [illegible]
[illegible] 頭 [illegible]

馬具寸法 刀打刀の寸法九寸三分 [illegible] 柄の寸法 [illegible]
寸二分長サ二寸一分 柄の長サ八分 刷刀三尺九寸 [illegible] 刷 [illegible]

行り 我九ツ又ハ十三ナ[illegible]

曹の名所 曹の名所のことゝ行しみ[illegible]たちとれ[illegible]
とゝ名所にあり

鞍の名所 鞍の名所 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一の廐 一の廐とハ何ともあれ日本を一番とするなり

首化粧 頭の髪結ふことゝしめより れを[illegible]
[illegible]
[illegible]

首桶 頭を桶のこと[illegible]
[illegible]

梳斬そ髪 [illegible]

大双紙抜書

小笠原家記也

追出物 **射小手** **射犬** 略[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

矢壱 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

主藤弓 **同度** 随之軍体の弓と下地を[illegible]
[illegible]
[illegible]

三重藤の鬘ノ藤数を定めし古風なり

弓矢寸尺　矢は弁ならの事思ひしかるに矢つゝ十二束
あるべし又人まつりて寸尺束もまた但十二束とは平をいとさる也物ゆゑ我ゆゑ
ゆゑして七尺五寸なり○物さし細面てす人をいふ也世のこと弓矢
と鏃も古ハものすべて定る也古風なり

造矢　木持　強の時は弓ゆゑ川ほ之物ゆゑ有の実は七九十一れり然るに
指の口伝は神書より七月中旬までは唐又一ツもあれば二ツもあれば指
べきこと云より十二月までハけんさきとかり矢丸根なるとこそ一指之又
は弁ハ造矢二ツ神部一ツ今之又用心の時は木ほうとも一指思ては有
付るあり之○又云木ほうれ羽は長は四寸あらん之間木ほうれ羽をへる
出るは雑物をこ出之○木ほうは鉄にて木の指のめく作る之近をの
説は木にて作ると云ハ誤なり木ほうは鉄指にて同しくあを対
砕くあるされは用心の時にあり軍陣も用れり

鏃ノモツヽケ　頭を揃ていかしけてをのりつ付て思ひ物付と云
頭ヲ行器ニ入　頭をあらゆる入ル朝鏃のそ又は一鏃のそなりては
ほいる入ましき物也

頭ニカイシキスル　夏頭のさまのるとらぬまでの染絵あり　常ハ白ひ
六具　六ヶとらぬまけ鍬ゑひら毋衣小袋前を古ことしらなり
五紫束　いつ紫束と云ハ笠籠もたいして甲をもちまきすゑ也れり
ミツキヌ　御旅のちとはいときぬといふれり
水尾金　鏡の名所のも水尾金の下とかくと云之皆ちこのとりとは色なり
くむかつと始むと云之○又云鏡の力革ゆゑ是を人とくらゆと云之是は
まつしさとりといふまし又云ひとかくしとつ○こつとも云ふ
同しるれりこ同とも云と詞のうつりかつりて人とくらゆとなりしと云之
今はひとくらゆひこやうゆなといふなり

馬ノ髪ヌク　こると思ひ目は時ゆあくらみまきなりしあるに色なり
うゝ絵ぬきて此目は思ひ鏃ゑこると思ひ目はもかみとぬく也○鄙髪
とあるとしるゝ髪者くは器色之仍れ後ハ其色をぬくなり

二重腹帯　大射物のも縄の寸六尺七寸之深紙をの常数によるべし腹
帯は一枚二尺なり二重腹帯とあるれり二重腹帯は二ひろ一尺なり

ヒヤウモンノキ綱　大名家のも縄の寸九尺三寸腹帯同ゑ之然二重腹帯れり
は一丈二尺之深紙はひやしをんよりて他物とも深る之物もさしまる之

毎手といふハ旗指物のさをの手にかくる也 引両また一文字あり筋をも毎手
といふ也 薄月も隠なり○毎手といふハ二筋も三筋もひとつと定て
さもうくるをいふ也 あるの幅なくとも毎手とくるする事あり
旗指物なとも色々の筋をまし色々隠なり
ちかなり

陰張 陰とハ一筋二筋とも通りて一の手二の手といふ也 一の手とハ

四手九手 四手とハ四つ折ちと四つ切也 九手とハ九つに切る也 たとへハ串ハ地を四つにする也 ○貞丈云小折数トハ八手四手ノ折数也

四手也 九手也

首ヲ掛付ル旗 それを捕てかけてたのミとわかつ也 首を掛るを云也
○モツケトハトワケノ事也 トワケトモ モツケトモ 或ハ四方手ニ付ル錯ノ名ナリ 是ヲ四方ニテ名ヅクトハ 近世ノ傳説ナリ

首ヲ紛器ニ納 頸をほそくする用の鉢巻の色々紛の頸をとていかうのま文まきれり

白ホ子ノ鞍 白鞍の事なるとハ白木をいふ也 白骨と云也

ミトウカ子 サスカ挑の刀草をくるむとみとうかねと云也 是ハよろいにさすよし又ミトウカ子とハかくとそ云

カクル カク 鐙をかくる也 ○貞丈云ミツヲカ子 轉シテ ミトウカ子ト云 ○貞丈云カクハ鉄具ト書テ 鉄具ハアブミニ限ラズ 太刀ニテモ何ニテモカナ具ヲ鉄具トス 鐙ニハ力革ニ掛ル金具アル処ナリ

神馬ニシテ付 神馬引る時ハ七五三に付る也 ゆみ尾みてのあるて付る耳の
さかいハ七つにゆみハ五つ尾ハ三つにて七五三とまうすとさたしかる
むかしハ馬の緒ハ手綱をあつく引立る事と指して神人のまへにかく
神人請取る時ハ引出てると西の馬をおのへ引立て七五三をそ
てふ也また七五三とも云へし

深沓 錐鍬 はきて供の禁制のうちにしるしをきぬかけあくとう
鍬さうくいの木のち足つかさへつけ

宗五記抜書

伊勢下総守平貞頼記 貞頼入道号宗五 大永八年ノ記也
宗五一冊 比宗五大双紙 比云本 名條々聞書

小太刀 **折刀** **緒付敷皮** 人の内荒过国め門後の時ハ小太刀ともちはり
能ハ折刀ハわろく以又後の付るあはなとこそ用いあれ我様に付る所
に布の方と表るなして下あ後の付る方とあすけりうらへ折りかして
後ハれしくあへし者に寄計り出て後を通て不ハ鞍に付へ式
のあはなそハ是へからは又神仏の二所をそハ小ひかことあへなし又其の所をハ
後になして一あ之○後の付るあはなと引あてそ又後通も云裏
の布の方を外に付て後に当て後を結ぶ

折刀 折刀ハつ太刀ともいふ

長具足 長具足とは長刀野太刀小袖ふきの物なり

鞍竜 **引目下緒** **火打袋** 大帷子の事ハ草ひたまに下帷子の為きを
後よりふ事ハ折りをこわしてあ手ひて衣をとる之 中略 刀ハさや竜
下結ひきめさけと火打袋ハさし竜ひたれ

白太刀 太内来にてきいた太刀ハ白太刀とて柄さやともに白しにて後の
打さめ ○ 白とハ後といふなり

黒太刀　右は金にてまきたる太刀は黒太刀とてさやぬりおほしつかさめん
とうけて黒くぬりたる也やくそくうけたりまたはりあめん
たうへし目ぬきはぐめのふちとにたるきうけまたは銀ちやうの金あいかは
もつるも候ふをそへて黒太刀といふ

ウラヌキ	太刀白金にて地作つてきたる時は太刀おもにつきあるき入金まくは
ツラキツケ	ヨリシリカイ

太刀金つ大くさひらの時はつら切付まねあり
さらにひとうけて上下おりまちうるさいと入らしとうきらうさと人の
中にあかれて　○切あとて上にまるは上鞍数同あれ

金刀	折カ子	クリカタ	ツカタチ	ウチサメ	メシ付

金刀は白無地に
てはきいつれと金刀とは（きそとはしおりつくりさこついあるとはさ
金そては不若には色ゑてあるてはふ小尻つくはぬきうちは小刀つく金そ
はもんまるか金刀さあ御つくはれつくうちさあきやのつけ又金具同
ぬきなくうしてそて金なるハ本くはけよみきひはつまく（さあしなる刀と
はさしてある人（はさあれいは此小者房あてはさしはし　○刀は縁あ
なるさやまふのるれり今は時の太小のちのすいあらん

唐木鞘	カイラキ鞘	ヨミ鮫	アイサメ

からきのさやらいらきさやな
といふあきうれはさあれはしそれも唐本そてはえ及すはいはおしさあみあ
みさあれとうけそろとは年あるひとはさあれたし

腰物	ツカハ	コシモトカ子	小尻	柄ひ	ノミ入	ツカタケ	ハキ	カウカイ
メヌキ	小刀ツカ	同クワン	カウヤクサヤ	下緒	腰物ノ寸			

是縁のは腰の
物はさやぬりおほしつうくしこうしとを金小尻つくしらはおそれと
黒くぬりとはのみ入つくくち金くてきはおは目ぬき丸の中につく桐橘はは
かくらいさあくとしみて橘は又ひのなたてはふぬきふてくなるかき桐と橘
付は桐八ツあるをはりくかいさくを二三寸あきて金そてそきうきうくしは小刀つ
きこうくそくあるをみつくさやれく地金色を本くとしはりくらいもぬき
おのさくし又うさくさやのもはれたし昔房院殿冨士御覧の下
向の時きさ進し候腰の物おりくし獅子のくりうさる同定あるを小尻つくは
も獅子をほりはつくさや右たくみを金を思そて入らせてすもおしもく
は見はは大概は縁物九寸は寸くらりそてはらんいろうもはれは（あすさるへしは
作りまてはゆ縁は生又はれと金にて一寸まさるく鳥のうくなと左右まさも
はなくつるあるとあのはさけ結ひてるくやしはいてもは

十三地鞘	沃掛地鞘	ノシ付	ウラノシ付

又光きり入金そくはあり地いくら

[illegible]

打刀	鞘袋	竹ノ	琴糸	そろ柄は打刀より			

情景つくろうつくり小尾みつ
柄袋はめさけ紙も重さけ井やうあく同
くてもさしつかえない。（袋のつくりかたは琴糸）

半サヤヲ	たうとうり						

（この打刀は柄袋をかけてとうとうりとする）

御劔	サヤ袋	ツカ糸	カラトウノ帯兎	平鞘	同じ劔にても		

赤うつくも重きもはなれつくつり袋のもの
の柄袋付くてき今そうてうとなりきのあをあいくつくりもけ作り心又片のひらやうてて作重
のけもさうとうひは紙一枚の接金作りそうてそうとれまいはてて
北のうめれもふさい折ひらやとは弁ては（劔とは片刃）
多くて竜紙重のたりとくさ軍法重しする我を刀心牛鞘
薄手元冠のの片重もる柄をくれ久くいれむち柄
る袋ぬ本紙ひとの袋うぬ心今もちき切世
[illegible]

大セツハ	小セツハ	芝引モノヨセ	石ツキ	カブトカ子	カハサキカハ	革袋	

のたくれ竜のせくれのたり古（ハラヒ）なくいつてふとんのの
きりたせつをみをりて作ることをくて作るをそれいふておれ
由金優さ（伊勢守夏宝也）のつまりたーみ打用のつくり
つくりをたくつくりをたつきうてうたりうえさきそのおまて
今くて作るたりをとれの大名うとの大名をそのつくと
よりのめよーゆきたい

刀ノ柄ヲ巻	刀みつ紙重もも革ともまる						

ねーうその片いふうれい　○刀という物のねもの

馬印	本印	ヨロシ印	旗間	田鎌	須弥壇		

毛付重れうの書ねーまもう成いおうもう須法ら
うれうをいとくれ成ーまもう成いおうもう須法ら
この書もうみて同おうた田海須通たうみて一のものとかの
のとくきく。うたう田後須通豊三ヶ所の教の名れう（須弥壇は井多久仏理
[illegible]

矢打袋	矢打袋は竹ノ						

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

みたなるハワるしさりぬるし者老人ハくるしうらしい。遥念時代にて
ハ大打袋必下ゝるれ或用れ為之宝町殿の事に至りて禁制あり

猿皮空穂 **無海鞍** 与之入乃ゝもに猿毛のてるまゝしくに猿皮の
うつほと付きをすいうみれしの鞍にのしれ古こそなる

切符矢 人のえ鞍の引出物に弓征矢きにに切符の物付する矢とハきへ
うしれしくし中しい

長具足 法代の時長具足ハ物なしくに無して名ほしく下の時にて
鞍大名の内所なるといふ者に鞍それも古しくハそこをしれいくれ遠れ
ハ鞍大刀小詰ちうしほなるといふ者に又用ふ鞍の所刀ハさもあるべき
れ ○長具足のすまあまりえたり

太刀二振令持 法代又鞍のあるべき出仕以下に太刀二振持いてふて鞍に
金作る所塗物にすもいつも太刀打刀も刀より外ハそこをしれいれ
し又正仕にハんさる為いくしいもそこをしらまいて又山名方にハ考に太
刀二ふりそこをしらまいつるとてい

引馬 **赤毛鞍** **鞍覆** **鞍覆** **懸掾** 引ゝるれと云鞍に所有に成
石橋殿出付殿六角殿いつまもおしのさへひかれ所ちかの所ハさしの

鞍にひかれに又赤毛をしきたんの鞍覆ハ三方掾所物のかハ大名ほうの
所ハ古へハかけらまいつるものなりたるとも詳もしも ひ事とかけし
高時法見とていふ事人も多跡たよりへハ掛に笠ハ懐にも金作る物所にひ
し又鞍おほひかくる事し鞍おほひの物に付る鞍を刀革にあひ付て止と
ハむなるひそ引ゝ次第し又常の人の鞍ゆかりのにハなりしと赤漆そ
ぬりしると用ゐるゝ鞍にて○赤うしくしハ朱漆にあらしい

太刀刀名作 御物になるに太刀の次 神息 天国 真守 宗近
正恒 信房 行平 紀新太夫 友成 三池傳太 久国 国吉 有国
吉光 藤四郎 国綱 正宗 国俊 一本四信 包平 則国 国安 国友
菊 十六葉アルヘシ 国次なるも成れ此ハも可ゝるしい大方是を多分注に作し
るゝしい

出陣足袋 足袋のうす高中へも法見にいてハえきいいれに法見の時ハ必法足
袋と一足ゝ上に又入所内明ハ法見の所法なるべきに人の内所もうへの法
見にハそうれにいれ所ゝの後ふとへ後をハ名の用位出陣の時ハふとへ革
なるべし

烏帽子掛 **頂頭掛** **小結** **馬尾烏帽子掛** **糸烏帽子掛** **白黒一寸斑烏帽**

子掛 今川貞世こうまいたゝみ紙に所敵の人心をうけ候すべしとなり
高世ゆゑ見ハ所敵なるべし たゝれの時は貞世ゆゑ見ハ所敵なるべし
掛所なるの時は所敵たゝれよめ又貞世ゆゑ見ハ所敵なるべし
もまい又糸をもてしまるをもしもそれ皆おまされしハ糸をもしに
それハ貞世ゆゑ見ハさまひなきものくてつかけとなるべしそのてうけ
かけと貞世ゆゑ見ハ所うけるをそれハ大なひとまいさあるけハ糸をもてる
へし今もたゝれの時ハ貞世ゆゑ見ハさまひなくしてこうつかけとなる之
てこうけハ一すまくらゐて見つくしなりさけ結のてこれらも結より
ほそくなるなり

裏ゟ直垂 ひたゝれの陰にてあるのあしにひたゝれハ黒もふさえも
のも結ぶ武家に来しにうらしハ青くあきふさ結とあるひ付る而く付る
ゟ結ぶしいまし色より中侍ハ又弾正刺史の人ハ地を黒く結てうと
とけられハ裏結あり 此の方ハ人ハ黒色うらしハ緒
さいさう裏すしのきぬなるべし

馬ノ鼻皮 拾月ある鼻山面より所迄之のこるのそれハ十万御目よりけ
いまれハ彼所名字にたらせ所目ハ所目当代人所又ハ口ハ十万所目かけハ

黒梅草 小鈸紀伊国 丹波目結草 引目草 まあるのひも草のゆ
黒梅小鈸のけるゝ紀伊国草ハ紀也中ハ今仏さハ黒梅と申いし紫
草ハ赤面りをてハいまきゆゑるきひとハ中ハしまりなりし近年あ
つりひもいひいひ高世ゆゑ見ハ丹波目結ひきめ草ハとひもに付ハ
出ひさもあるべしなり

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

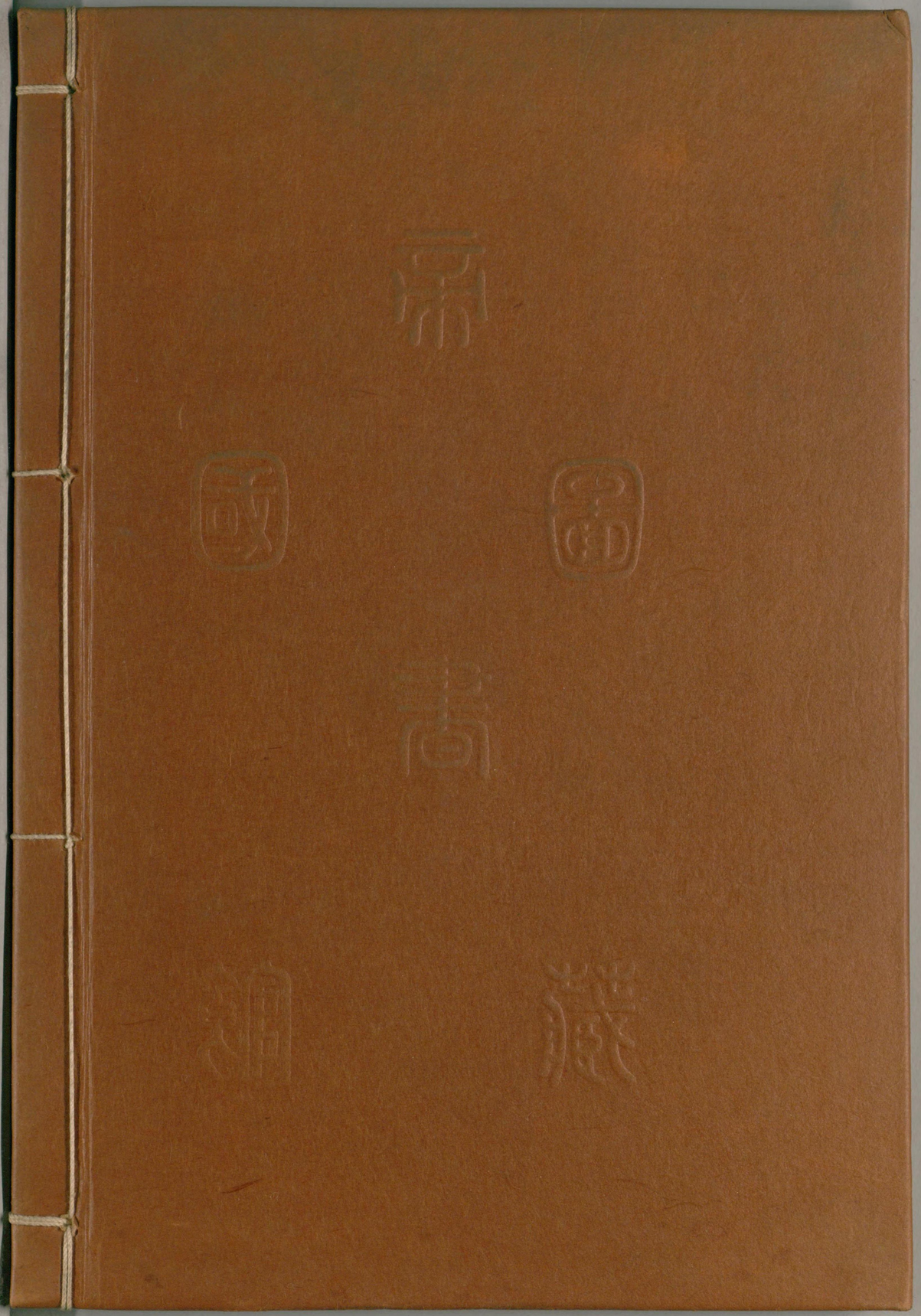

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用